

立川都市計画区域区分の変更（東京都決定）

立川都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

計画図表示のとおり

理由 土地区画整理事業及び地区計画の決定により、計画的な市街地整備を行う立川基地跡地昭島地区について、区域区分の変更を行う。

（参考）

人口フレーム

（千人）

区分	年次	平成12年	平成27年
	都市計画区域内人口	308	317
市街化区域内人口	307	317	
配分する人口	—	316	
保留する人口	—	1	
（特定保留）	—	—	
（一般保留）	—	1	

変更概要

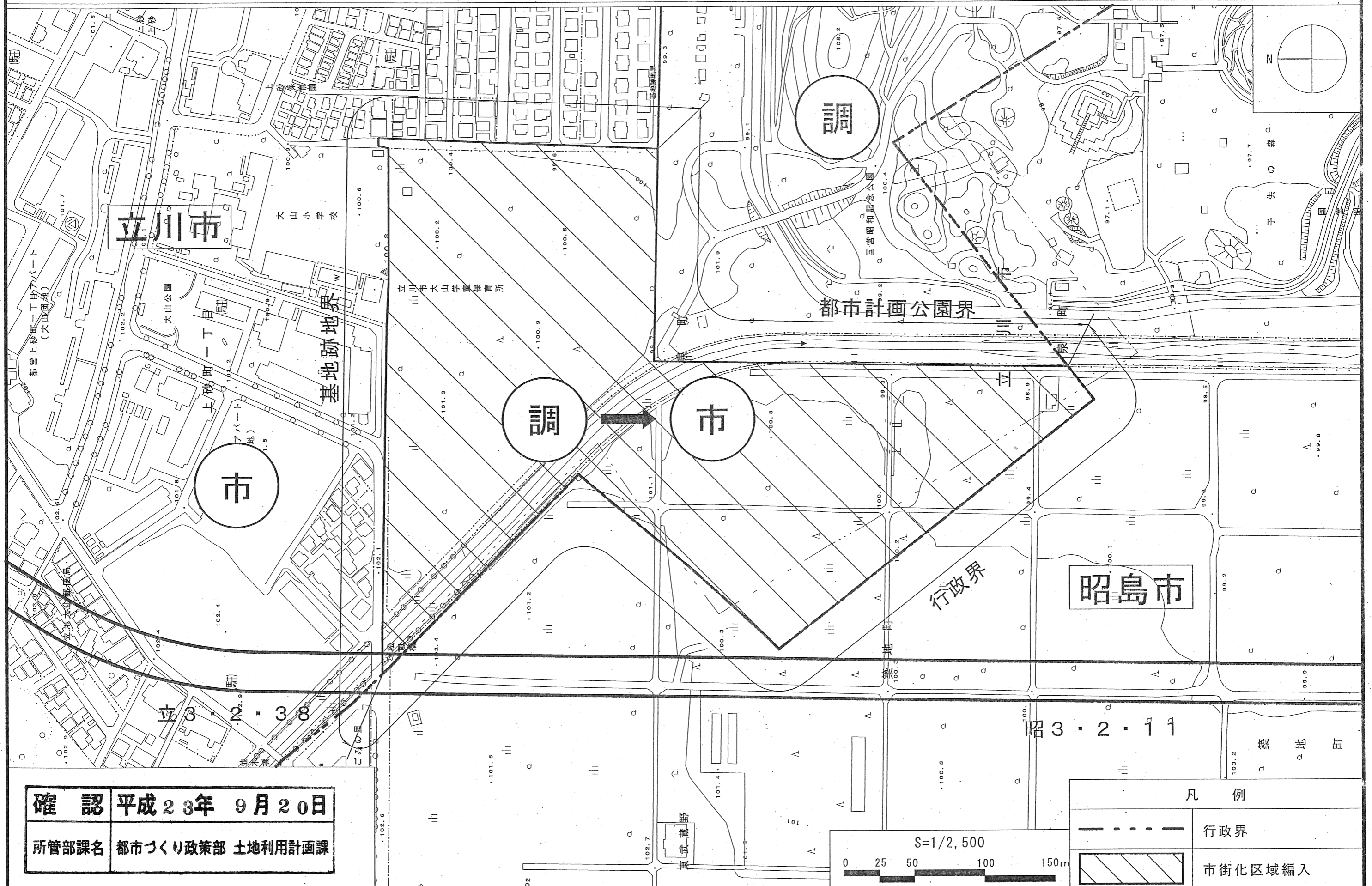
	変更箇所	変更前	変更後	面積
	立川市泉町及び 上砂町一丁目各 地内	市街化調整区域	市街化区域	約 9.5ha

縮小版

立川都市計画区域区分

計画図

[東京都決定]



確認	平成23年 9月20日
所管部課名	都市づくり政策部 土地利用計画課

凡例	
	行政界
	市街化区域編入

S=1/2,500

0 25 50 100 150m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 23都市基交第249号、平成23年8月26日。この背景の地形図は、東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(利用許諾番号) MMT利許第006号-6、平成23年8月26日。
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 23都市基街測第66号、平成23年9月2日。